

# 国産大豆の播種前入札取引に係る Q&A

平成 29 年 2 月 17 日（改訂版）  
公益財団法人 日本特産農産物協会

## 目次

### 【買い手登録等について】

- (問－ 1) 現行の収穫後入札用に預託した入札保証金を播種前入札用にも共通で使えるのですか。
- (問－ 2) 問屋等が買い手登録時に提出した販売予定先リストに、後から新たな加工業者を追加することは可能ですか。
- (問－ 3) 問屋等が買い手登録時に記載した販売予定先の加工業者については公表されるのですか。
- (問－ 4) 販売と加工の両方を業としていますが、加工業者として登録できますか。
- (問－ 5) 消費者向けの小袋詰め販売を行っていますが、加工業者としての登録はできますか。
- (問－ 6) 加工業者が自ら落札した大豆や問屋等から買い受けた大豆の一部を自社で使用し、一部を他社に販売することはできますか。
- (問－ 7) 問屋等が落札した大豆の一部を販売予定先の加工業者に販売し、一部を他の加工業者や二次問屋等に販売することはできますか。
- (問－ 8) 問屋等が買い手登録時に提出する販売予定先加工業者リストに、同一加工業者の複数事業所（例：工場ごと）を記載することはできますか。
- (問－ 9) 販売予定先加工業者リストには法人名を記載しなければならないとすると、法人化していない加工業者について、個人名、商店名等で記載することはできないのでしょうか。
- (問－ 10) 加工業者が、製品の種類、産地品種銘柄等区分の別などに応じて複数の異なる問屋等を使い分けるため、複数の問屋等に販売予定先加工業者リストへの掲載を依頼することはできますか。
- (問－ 11) 加工業者が自ら買い手登録申請し、かつ、問屋等に販売予定先加工業者リストへの掲載を依頼し、問屋等が落札した大豆の買受け先となることはできますか。
- (問－ 12) 販売と加工の両方を業としていますが、販売業者として登録申請し、販売予定先リストに他の加工業者名とともに、加工業者の立場の自社名を記載することはできますか。

### 【入札方法等について】

- (問－ 13) 生産見込み数量が 1,700 t 未満の銘柄を播種前に調達したい場合はどのようにすれば良いですか。
- (問－ 14) 等級・粒別指定をしたい場合は、どのようにすれば良いのですか。
- (問－ 15) 等級指定をしたい場合、その対価額を加えた価格を入札票に記入するのですか。

- (問-16) 契約で等級・粒別を指定した場合、必ず指定した等級・粒別の大豆を受渡しもらえるのですか。
- (問-17) 問屋等が買い手登録時に販売予定先リストに掲載した加工業者については、必ず応札をしなければならないのですか。
- (問-18) 小口のユーザーによる共同購入はできませんか。
- (問-19) 不作等により受渡し数量の調整が行われることがあるでしょうか。
- (問-20) 加工業者が複数事業所で買い手登録した場合、事業所ごとに同一産地品種銘柄に対し異なる価格で入札できますか。

### 【落札後について】

- (問-21) 不落となった大豆について、再入札は行いますか。
- (問-22) 問屋が落札した大豆について、一口を分割し 9.9 t 未満の数量として複数の加工業者に販売することは可能ですか。
- (問-23) 問屋が落札した大豆は、売り手、問屋、加工業者との3者契約を結ぶとありますが、二次問屋等を含めた4者契約を結ぶことは可能ですか。
- (問-24) 指定した等級・粒別の大豆の受渡しが困難な場合、売買契約を解除することは可能ですか。
- (問-25) 公表する平均落札価格には、等級・粒別指定の対価の額は含まれているのですか。
- (問-26) 落札大豆の引取りを複数回に分けることはできますか。
- (問-27) 大粒・中粒の産地品種銘柄について、小粒での受渡しを希望する場合、播種前売買契約で粒の区分を小粒と指定することはできますか。
- (問-28) 入札した産地品種銘柄のうち一部は落札、残りは不落札の場合、不落札分の入札額に対応する入札保証金は、入札終了後直ちに返還してもらえるのでしょうか。
- (問-29) 落札大豆について、播種前売買契約で産地内の特定生産地を指定することはできますか。

## 【買い手登録等について】

(問－１) 現行の収穫後入札用に預託した入札保証金を播種前入札用にも共通で使えるのですか。

(答)

播種前入札と収穫後入札は年産が異なる大豆について取引を行うこと、また、入札保証金の返還時期も異なることから、収穫後入札用に預託している入札保証金を播種前入札にも使用することはできません。そのため、播種前入札の保証金預託先として、現行とは別の口座をご用意します。

(問－２) 問屋等が買い手登録時に提出した販売予定先リストに、後から新たな加工業者を追加することは可能ですか。

(答)

買い手登録完了前であれば、書類の差し替えによる追加は認めます。登録完了後には、追加することはできません。

(問－３) 問屋等が買い手登録時に記載した販売予定先の加工業者については公表されるのですか。

(答)

現行入札と同様に、買い手として登録した者は当協会のホームページで公表いたしますが、問屋等の販売予定先の加工業者については公表いたしません。

(問－４) 販売と加工の両方を業としていますが、加工業者として登録できますか。

(答)

買い手登録時に、加工業者として登録するか、販売業者として登録するか選択することができます。なお、加工業者として登録する場合は、落札した大豆は自社で使用することを誓約していただき、他社へ転売することはできません。

(問－５) 消費者向けの小袋詰め販売を行っていますが、加工業者としての登録はできますか。

(答)

小袋詰めは「加工」には当たりませんので、加工業者としての登録はできません。

(問－６) 加工業者が自ら落札した大豆や問屋等から買い受けた大豆の一部を自社で使用し、一部を他社に販売することはできますか。

(答)

加工業者は、自ら入札に参加して落札した場合、問屋等の落札大豆買受け先となった場合のいずれにあっても、落札した大豆は全量を自社で使用しなくてはなりません。そのため、一部を自社で使用し、一部を他社に販売することはできません。

ただし、加工業者が選別を行う場合、選別結果に漏れた当初の目的用途以外のもの(裾物)については、社会通念上問題とならない範囲内において他社に販売しても差し支えありません。選別済みの大豆(裾物以外)については、全て自社で使用していただく必要があります。

(問－ 7) 問屋等が落札した大豆の一部を販売予定先の加工業者に販売し、一部を他の加工業者や二次問屋等に販売することはできますか。

(答)

販売業者として入札に参加した買い手は、落札した大豆の全量を販売予定先の加工業者に販売しなくてはなりません。このため、一部を販売予定先加工業者に販売し、一部を二次問屋、販売予定先以外の加工業者等の第三者に販売することはできません。

ただし、問屋等が選別を行う場合、選別結果に漏れた当初の目的用途以外のもの(裾物)については、社会通念上問題とならない範囲内において販売予定先の加工業者以外に販売しても差し支えありません。選別済みの大豆(裾物以外)については、全て販売予定先の加工業者に販売していただく必要があります。

(問－ 8) 問屋等が買い手登録時に提出する販売予定先加工業者リストに、同一加工業者の複数事業所(例：工場ごと)を記載することはできますか。

(答)

販売予定先加工業者リストに、異なる販売予定先として同一加工業者の複数事業所を記載することを認めると、1つの産地品種銘柄等区分に異なる数量・価格による複数の入札が可能となり、他との公平性が保てなくなること等から、販売予定先加工業者リストには、法人名を記載することとしています。このため、同一加工業者の複数事業所が記載されていた場合、その申請を受理することはできません。

(問－ 9) 販売予定先加工業者リストには法人名を記載しなければならないとすると、法人化していない加工業者について、個人名、商店名等で記載することはできないのでしょうか。

(答)

個人名等では、重複申請の有無のチェック等が困難であることから、非法人の加工業者が問屋等の販売予定先となることは認められません。

なお、非法人の加工業者や個人が直接買い手として登録し、入札に参加することは可能です。

(問-10) 加工業者が、製品の種類、産地品種銘柄等区分の別などに応じて複数の異なる問屋等を使い分けるため、複数の問屋等に販売予定先加工業者リストへの掲載を依頼することはできますか。

(答)

加工業者が複数の問屋を使い分けることを認めると、1つの産地品種銘柄等区分に異なる数量・価格による複数の入札が可能となり、他との公平性が保てなくなること等から、複数の問屋等の販売予定先リストに掲載を依頼することはできません。仮に、同一加工業者名が重複して掲載されていた場合は、申請の受理を保留したうえで、関係者で調整して1つの問屋等のリストに掲載していただくようお願いすることとなります。

(問-11) 加工業者が自ら買い手登録申請し、かつ、問屋等に販売予定先加工業者リストへの掲載を依頼し、問屋等が落札した大豆の買受け先となることはできますか。

(答)

加工業者が、買い手登録者となり、かつ、問屋等の買受け先になることを認めると、1つの産地品種銘柄等区分に異なる数量・価格による複数の入札が可能となり、他との公平性が保てなくなること等から、そのような登録申請は認めないこととしています。このような申請があった場合は、申請の受理を保留したうえで、加工業者としての買い手登録申請を取り下げるか、又は問屋等の販売予定先リストから削除するかのいずれかを選んでいただくようお願いすることとなります。

(問-12) 販売と加工の両方を業としていますが、販売業者として登録申請し、販売予定先リストに他の加工業者名とともに、加工業者の立場の自社名を記載することはできますか。

(答)

問4のとおり、買い手登録申請者が販売と加工の両方を業としている場合は、登録申請時に、加工業者として登録するか、販売業者として登録するか、いずれか一方を選択していただくこととなります。一の登録申請者が、販売業者と加工業者の両方の立場で登録申請することはできません。

## 【入札方法等について】

(問-13) 生産見込み数量が1,700 t未満の銘柄を播種前に調達したい場合はどのようにすれば良いですか。

(答)

売り手との契約栽培取引により、播種前に調達することが可能です。なお、播種前入札では、生産見込み数量が1,700 t未満の産地品種銘柄であっても、売り手の判断により任意で上場される場合があります。

(問-14) 等級・粒別指定をしたい場合は、どのようにすれば良いのですか。

(答)

等級・粒別指定は、落札後の播種前売買契約の際に行うこととなります。そのため、入札の際は等級指定の対価額は含めない価格で応札していただき、売買契約の際に等級指定の対価額を含めた価格で売り手との契約を結んでいただくこととなります。

また、粒別指定については、原則的には上場時の粒区分（大粒又は小粒）で受渡すことを想定していますが、買い手が希望し、売り手が対応可能な場合には、大粒を中粒に、小粒を極小粒に変更して受渡しを行う契約とすることができます。

(問-15) 等級指定をしたい場合、その対価額を加えた価格を入札票に記入するのですか。

(答)

入札申込み時に等級指定希望の有無を問うことはありません。このため、入札の際は等級指定の対価額は含めない価格で応札していただき、播種前売買契約の際に、等級指定の対価額を含めた価格で売り手との契約を結んでいただくこととなります。

(問-16) 契約で等級・粒別を指定した場合、必ず指定した等級・粒別の大豆を受渡ししてもらえるのですか。

(答)

売り手は、等級・粒別指定のあった大豆については可能な限り指定された品位を確保し、落札者へ受渡すよう努めることとしています。ただし、大幅な作柄変動等やむを得ない状況となった場合には指定された品位の大豆の受渡しが困難となる可能性もあります。

(問-17) 問屋等が買い手登録時に販売予定先リストに掲載した加工業者については、必ず応札をしなければならないのですか。

(答)

問屋等が販売予定先リストで協会に登録した全ての加工業者から応札しなければならない訳ではありません。販売予定先リストに掲載した加工業者のうち、入札前に買受け申込み関係書類を提出した加工業者に係る応札をすることになります。

(問-18) 小口ユーザーによる共同購入はできませんか。

(答)

加工業者の組合が共同購入を行う目的で買い手となる場合は、問屋と同じ販売業者の

立場で登録申請していただきます。この場合、落札大豆販売予定先リストには、購入を希望する組合員企業名を記載することとなります。

ただし、播種前入札では、問屋等（加工業者の組合を含む）は、1つの入札票には1つの販売予定先を記載し、一口（9.9 t）以上の数量で入札することとなっており、複数加工業者を共通の販売先（共同購入先）として入札することは認められていません。

（問－19） 不作等により受渡し数量の調整が行われることがあるでしょうか。

（答）

播種前入札取引では、契約書においていわゆるアローワンスは設定しないこととしており、契約数量は他の販売方法の契約より優先的に確保されることとなります。したがって、著しい不作その他の不可抗力により契約どおりの数量で受渡すことが困難となった場合を除き、数量調整を行うことはありません。

（問－20） 加工業者が複数事業所で買い手登録した場合、事業所ごとに同一産地品種銘柄に対し異なる価格で入札できますか。

（答）

加工業者が同一法人の複数事業所で買い手登録した場合、同一産地品種銘柄に対して異なる事務所から入札申込みをしても差し支えありません。また、その際、入札申込み価格が異なっても差し支えありません。ただし、産地品種銘柄ごとに、各事業所の入札数量の合計が上場数量を超える入札申込みはできません。

## 【落札後について】

（問－21） 不落となった大豆について、再入札は行いますか。

（答）

播種前入札は4月に1回の実施であるため、再入札は行いません。不落となった数量分の大豆については、売り手の判断により、契約栽培取引、相対取引又は収穫後の入札取引により取引されると考えられます。

（問－22） 問屋が落札した大豆について、一口を分割し9.9 t未満の数量として複数の加工業者に販売することは可能ですか。

（答）

問屋等は、1つの入札票には1つの販売予定先加工業者名を記載して入札し、落札大豆は必ずこの加工業者に販売することとなっています。したがって、一口（9.9 t）を分割して、販売予定先以外の者を含む複数の加工業者に販売することはできません。



(問-23) 問屋が落札した大豆は、売り手、問屋、加工業者との3者契約を結ぶとありますが、二次問屋等を含めた4者契約を結ぶことは可能ですか。

(答)

問屋等が落札した大豆の契約については、売り手、落札した問屋、販売予定先である加工業者間での3者契約を結ぶ必要があり、二次問屋等を含めた4者以上の契約を結ぶことはできません。

(問-24) 指定した等級・粒別の大豆の受渡しが困難になった場合、播種前売買契約を解除することは可能ですか。

(答)

条件により異なります。

① 受渡す大豆の品位が、上場した際の大豆の品位である場合は、播種前売買契約の解除はできません。

〔例：上場した際の品位が大粒1等～2等、買い手は大粒1等を指定、受渡しは大粒1等と2等の混合になった場合、受渡す大豆の品位は上場した大豆の品位と合致することから、播種前売買契約の解除はできません。〕

② 受渡す大豆の品位が、上場した際の大豆の品位でない場合は、播種前売買契約を解除することが可能です。

〔例：上場した際の品位が大粒1等～2等、買い手は大粒1等を指定、受渡しは大粒3等のみとなった場合、受渡す大豆の品位は上場した大豆の品位と合致しないことから、播種前売買契約の解除は可能です。〕

(問-25) 公表する平均落札価格には、等級指定の対価の額は含まれているのですか。

(答)

当協会が公表する平均落札価格には、等級指定の対価の額は含まれません。

(問-26) 落札大豆の引取りを複数回に分けることはできますか。

(答)

1回の引取り数量が、売り手が示す受渡し数量の最小単位以上であれば可能です。ただし、受渡し期限は、確定売買契約において、その締結日から2か月以内で設定する必要があります。これ以上の期間を空けて複数回の引取りを行いたい場合は、売り手と協議のうえ合意が得られれば、確定売買契約の対象数量を分割し、その締結時期を調整すること等で対応することも考えられます。

(問-27) 大粒・中粒の産地品種銘柄について、小粒での受渡しを希望する場合、播種前売買契約で粒の区分を小粒と指定することはできますか。

(答)

大豆の播種前入札取引は、農産物検査で産地品種銘柄として認証される大豆を対象としています。このため、大粒・中粒の産地品種銘柄に該当する品種であって農産物検査で小粒とされた大豆は、播種前入札の対象外となりますので、小粒での受渡しを指定することはできません。なお、小粒・極小粒の産地品種銘柄について、小粒より粒が大きいいわゆる（小粒）での受渡しを希望される場合も同様です。

(問-28) 入札した産地品種銘柄のうち一部は落札、残りは不落札の場合、不落札分の入札額に対応する入札保証金は、入札終了後直ちに返還してもらえるのでしょうか。

(答)

協会は、入札の結果、全く落札がなかった入札者には、入札完了後、直ちに入札保証金返還の手続きを進めますが、複数の産地品種銘柄に入札し、そのうち1産地品種銘柄でも落札があった入札者については、当該落札大豆に関する播種前売買契約の締結が確認された後に入札保証金返還手続きを行い、全額を一括して返還します。このため、入札保証金を不落札分に対応する額と落札分に対応する額に分割し、不落札対応分を先に返還することはできません。

(問-29) 落札大豆について、播種前売買契約で産地内の特定生産地を指定することはできますか。

(答)

受渡し大豆の具体的生産地に関しては、播種前売買契約締結時に買い手から売り手に対して希望を伝える機会がありますが、具体的にどの産地の大豆をどの落札者に受渡すかについては、基本的に売り手側の判断に委ねられます。